

木造住宅耐震診断士派遣希望者の募集について

～ あなたもお家の耐震診断を受けてみませんか？ ～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、町内の建物にも甚大な被害をもたらしました。住宅建築物の耐震化は、自身の生命や財産を守るとともに被害の減少対策として非常に重要です。町では、地震に強いまちづくりを推進することを目的とし、「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。耐震診断費用は助成制度を活用し、自己負担2,000円（派遣決定後に納入）です。今回の一般診断は震災による被害状況を診断するものではありません。また、診断結果は罹災証明に関する調査および地震保険の損壊調査には使用できません。

1. 申込書の配布及び受付

- 申込書の配布および受付場所（※申込書は茨城町のホームページからもダウンロードできます）
茨城町役場 1階 都市建設課（11番窓口）
- 申込書の配布および受付期間
平成27年9月10日（木）～平成27年10月30日（金）
（土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

2. 申込み者の資格

次の「対象となる住宅」の所有者で、町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納がない方。

3. 対象となる住宅

- 次の要件のすべてに該当すること。
- 木造建築物で在来軸組構法により建てられたもの。
※プレハブ（工場生産住宅）、ツーバイフォー、丸太組工法等で建てられた住宅は対象外
 - 一戸建ての木造専用住宅または店舗等併用住宅（床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）で、階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの。
 - 昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築確認申請を受けて建築されたものに限る。
 - 東日本大震災により被災した住宅で、り災証明が半壊以上であるものは不可。

4. 募集戸数 3戸（募集戸数を越えた場合は抽選になります）

5. 派遣決定方法等

申し込み者の資格・対象となる住宅を調査のうえ、派遣決定通知または派遣しない旨の通知を送付します。
なお、募集戸数を越えた場合は、抽選により決定しますのでご連絡いたします。

6. 調査方法等

- この事業の耐震診断は、(財)日本建築防災協会の定める一般診断であり、あくまでも耐震補強が必要かどうかを判定するものです。精密診断や耐震補強工事の設計ではありません。
- 建築士等の専門家（県に登録されている茨城県木造住宅耐震診断士）があらかじめ日時を調整のうえ、ご自宅の調査に伺います。その際、外回りのみならず、間取り図を作成するために室内にもお邪魔します。また、筋かいの接合部等の確認のため天井裏や床下等も拝見するため、あらかじめ荷物等の移動を行っていただきます。

7. その他 「誰でもできるわが家の耐震診断」のリーフレットは、都市建設課の窓口にて配布しています。

【問合せ先】 都市建設課（1階11番窓口） ☎ 240-7115

◆ 悪徳セールス等にご注意下さい！

- 町では、申し込みをしていない方に診断士を派遣することはありません。この派遣事業を名乗る悪徳セールスも予想されますので、十分に気をつけて下さい。
- 耐震診断のため診断士が訪問する際は、「茨城県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯・提示する事になっています。また、診断士より費用の請求や補強・改修工事の勧誘をすることはありません。

屋外広告物の表示には許可が必要です！

私たちの暮らしの中には、さまざまな種類の「屋外広告物(※)」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市町村長の許可を受けることが必要です。
まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物（看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲出されたものなど）をいいます。

◆ 屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の観点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

- 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など
道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲の区域（高速道路等以外の道路および鉄道については商業地域等を除く）、信号機の付近などの「禁止地域」および街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。
- 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）
次の場合は禁止地域でも表示することができます。
・ 広告物の合計面積が5㎡以下で、許可基準に適合する場合
・ 広告物の合計面積が100㎡以下（第一種禁止地域にあつては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下、かつ一つの広告物の面積が15㎡以下）で、許可基準に適合し、市町村長の許可を受けた場合

◆ 屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要ですが、許可期間が切れた屋外広告は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。
◆ 許可手続きや許可基準など、屋外広告物についてのご相談は都市建設課までお問い合わせください。

【問合せ先】 都市建設課 ☎ (240)7115

市街化調整区域における区域指定の見直しについて

茨城町では、人口減少や少子高齢化等による影響を踏まえ、地域の実情や町の土地利用の状況に応じ、コミュニティの維持や集落の活性化を図るため、平成16年3月に全25集落（11号区域・9集落、12号区域・16集落）を対象とする区域指定の申出を行い、同年6月17日に指定告示を受けております。
現在、当初の指定から、10年以上の期間が経過していることを踏まえ、公共施設の整備や土地利用の経年変化に応じた区域の拡張や新規指定を左記のとおり行いました。

区域指定見直しに関する詳細については、都市建設課までお問い合わせください。

【区域指定制度とは】

区域指定制度は、既存宅地制度の廃止にともない、都市計画法第34条に基づく市街化調整区域における開発行為などの許可基準として、建築物の用途を制限して開発を許可するものです。具体的運用は、茨城県が条例で定めた要件（道路や排水施設などの公共施設の整備水準、各種の法的な規制（農業、自然、災害）などを満たす土地について市町村の申し出により、茨城県が区域の指定を行うこと、出身体要件等を問わず住宅等の一定の用途の建築物の建築が可能となる制度です。

※11号区域・市街化区域からの距離が1km以内にある区域12号区域・市街化区域からの距離が1kmを超える区域

◆ 拡張区域

区分	集落番号	大字（拡張により追加される土地）
11号区域	11-1	大戸
〃	11-4	長岡・上石崎
〃	11-8	小堤
12号区域	12-1	下石崎
〃	12-6	長岡・谷田部
〃	12-7	宮ヶ崎
〃	12-9	駒場・南島田

◆ 新規指定（新たな区域の指定）区域

区分	集落番号	大字
11号区域	11-10	前田
12号区域	12-17	宮ヶ崎
12号区域	12-18	神谷

【問合せ先】 都市建設課 ☎ (240)7115